

一般社団法人 日本バーテンダー協会 運営細則 附則

協会一般会員規定

第1条 目的

本規定は、一般社団法人 日本バーテンダー協会(以下、「協会」という。)が、定款並びに運営細則に基づく一般会員の入会資格とその権利、及び義務を明確にするための必要事項を定める。

第2条 一般会員資格と入会

定款における一般会員は、協会の事業及び目的に賛同し入会を希望する20歳以上の国内に居住する個人を対象とする。

2. 一般会員候補者を機関誌及びその他の媒体を通じて公募する際又は一般会員に告知をする際、その表記をコムラード会員とし、協会定款、運営細則における一般会員と同義とする。
3. 入会手続は、運営細則第4条2項のとおりとする。
4. 入会金及び年会費の納入が確認された時点で会員資格取得者とし、コムラード会員証と一般会員バッジを送付する。
5. 一般会員資格は事業年度ごとの年会費納入時に、コムラード会員証の有効期限とともに更新するものとする。
6. 前項にかかわらず、入会申し込み内容に虚偽や漏れがあった場合、又は協会が一般会員として不適切と判断した際は申し込みを承諾しない場合がある。

第3条 一般会員の権利と特典

一般会員は、運営細則第3条1項に定める権利を有し、次の特典を受けることができる。

- (1) 協会が発行する機関誌の無料送付とホームページにおける会員限定記事の閲覧。
- (2) 協会を通じて得た飲料製品及びカクテルに関する情報や資料の閲覧。
- (3) 協会が主催する全国大会、本部が主催する本部予選の懇親会への優待参加。
- (4) 協会が全国で開催するセミナー、各種イベントへの無料参加、又は割引参加。
- (5) 協会が推薦する資格試験の受験、資格の取得。
- (6) その他、一般会員にとって有益な情報の閲覧。

第4条 一般会員の義務

一般会員は、定款第7条及び運営細則第5条に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 一般会員は、この規定のほか、法令、定款及び運営細則に定める規則を遵守しなければならない。
3. 一般会員は、登録された住所等に変更が生じた場合、速やかに会長に届け出なければならない。

第5条 入会金と会費等

一般会員は、入会金2,000円、年会費12,000円とし、入会金は入会時、年会費は事業年度ごとに納入することとする。

2. 事業年度途中での入会者は、年会費を月割りにて算出し納入する。
3. 定款第11条により、収めた入会金、その他の拠出金は、いかなる場合も返還しないものとする。

第6条 任意退会

定款第8条及び運営細則第6条により、協会を任意に退会する一般会員は、会長宛に所定の退会届を提出することにより随時退会することができる。

2. 一般会員資格の継続更新を希望しない場合は、協会ホームページより退会手続きすることとする。
3. 退会するときは、コムロード会員証及び一般会員バッジを協会に返還しなければならない。

第7条 一般会員資格の停止及び取り消し

一般会員が次の各号のひとつでも該当した場合、会員資格の一時停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 定款、運営細則、及び本規定に反する行為のあった場合。
- (2) 入会申し込み時に虚偽の申告をした場合。
- (3) 法令の規定並びに公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為があった場合。
- (4) 他の会員に迷惑を及ぼす行為があった場合。
- (5) 私的な書面配布やデジタル配信等で、協会の信用及び名誉を傷つけ、組織活動を乱した場合。
- (6) 会員に発行されるパスワードやIDを、第三者に貸与するなど不正な使用があった場合。
- (7) その他一般会員資格を停止及び取り消すべき正当な事由がある場合。

第8条 個人情報の取り扱いに関する事項

協会は、一般会員の個人情報を保護するため、日本の法令その他の規範を遵守する。

一般会員は、協会が以下の業務を行なうことを目的として、保護措置を講じた上で会員の個人情報を取り扱うことに同意するものとする。ただし、次の各号の内容について変更する場合には、事前に会員に対し通知する。

- (1) 協会がコムロード会員証を発行し、一般会員管理及び一般会員に対する各種特典の提供等、正当な事業活動を運営するために必要な姓名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等の会員が入会申し込み時及び入会後に届け出た事項や申告した内容等の個人情報を取得、利用すること。
- (2) 次に示す、協会事務局の正当な事業活動を運営するための業務に関すること。
 - ① 一般会員資格の継続更新手続き案内。
 - ② 本規定遂行にかかわる事項。
 - ③ 市場調査及びアンケート調査の実施。
 - ④ 協会が全国で開催するイベント等の案内や景品の送付。
 - ⑤ その他、何らかの理由で一般会員に連絡をとる必要が生じた場合。
2. 本条1項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、個人情報の提供に関して一般会員等の同意を必要としないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体の委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要な場合であり、一般会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

第9条 反社会的勢力の排除

協会一般会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、その排除に向けて相互協力するものとする。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会させること。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 協会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて協会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第10条 その他

一般会員の制度変更、廃止、改定、並びに本規定の変更については理事会で定めるものとし、その効力はすべての一般会員に及ぶものとする。理事会は、一般会員制度を変更、廃止、改定した場合、適宜一般会員に告知するものとする。

2. 一般会員規定に基づく権利又は法律関係には、日本国の法令を適用するものとする。
3. 協会と一般会員との間で本規定に関連する紛争が生じた場合は、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとするが、訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. 本規定に定めない事項及び運営上必要な事項は、協会の目的に沿ってその都度理事会が定めるものとする。

附則

1. この規定は、2021年4月1日から施行する。